

報告第4号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年3月17日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成27年2月16日	総額 599,200円 (各相手方の決定額は内訳書のとおり)	足立区関原在住者 Aほか20人	足立区関原三丁目43番から24番先における補助第138号線その1工区排水施設整備工事の施行に際し、相手方所有の塀等の工作物を破損させた。

相手方別損害賠償額決定内訳書

	相手方	決定額
1	足立区関原在住者 A	14,980円
2	足立区関原在住者 B	10,700円
3	足立区関原在住者 C	51,360円
4	足立区関原在住者 D	12,840円
5	足立区関原在住者 E	34,240円
6	足立区関原在住者 F	72,760円
7	足立区関原在住者 G	14,980円
8	足立区関原在住者 H	128,400円
9	足立区関原在住者 I	10,700円
1 0	足立区関原在住者 J	10,700円
1 1	足立区関原在住者 K	10,700円
1 2	足立区関原在住者 L	10,700円
1 3	足立区関原在住者 M	10,700円
1 4	足立区関原在住者 N	10,700円
1 5	足立区関原在住者 O	85,600円
1 6	足立区関原在住者 P	29,960円
1 7	足立区関原在住者 Q	14,980円
1 8	足立区関原在住者 R	10,700円
1 9	足立区関原在住者 S	25,680円

2 0	足立区関原在住者 T	17,120円
2 1	足立区西新井本町在住者	10,700円